

こうち産業振興基金による支援事業計画

1 高知県の産業振興政策における「こうち産業振興基金」の位置づけ

本県では、全国より15年先行して平成2年から人口が自然減の状態に陥り、人口減少による経済の縮みが若者の県外流出と特に中山間地域の衰退を招き、さらに経済が縮むことで県民の暮らしが一層苦しくなるという「人口減少の負のスパイラル」をたどってきた。

このため、この人口減少の負のスパイラルを克服するという課題に正面から向き合い、本県経済の体質強化に向けて官民が一丸となって同じ方向に進む旗印ともなる、トータルプラン「高知県産業振興計画」（以下「産業振興計画」という。）を平成21年度に策定。

産業振興計画では、「外商」ができるモノを増やすこと（「地産」の強化）や、活力ある県外市場に打って出ること（「外商」の推進）などに取り組み、毎年PDCAサイクルを回すことによりバージョンアップに繰り返し取り組んできた。その結果、人口が減少を続ける中でも、各分野の産出額が上昇傾向に転じ、県内総生産が概ねプラスに転じるなど、取組の効果が一定見えてきている状況。

一方で、人口減少の更なる進行やデジタル化の進展、脱炭素に向けた動き、物価の高騰など、本県を取り巻く課題や社会経済情勢は大きく変化している。

産業振興計画においては、持続的に経済が発展する高知県を目指し、外部環境の変化を的確に捉えつつ、取り組んできた「地産外商」を中心に、本県の「強み」を最大限生かし、また「弱み」を「強み」に転じる各種施策を推進していく。

「こうち産業振興基金」は、産業振興計画の重点施策の推進に向けた支援策の一環として位置付けられるものであり、産業振興計画の目標を実現するための重要なツールとして、本県に地域の強みのある固有の技術、豊かな地域資源を活かした取組及びものづくり企業の競争力強化の取組等に対して支援を行うものとする。

なお、こうち産業振興基金の管理運営者は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）とする。

2 支援重点分野

産業振興計画を実現するために重点的に実施する施策とされている項目のうち、中小企業の経営革新や事業戦略の実行等により推進することが可能な次の施策を支援重点分野とする。

（1）ものづくりの地産地消及び外商による地域産業の振興

本県に強みのある農林水産品等や技術を活かし、より付加価値の高い競争力のある製品づくりやブランド化等に取り組む中小企業者等の活動を促進し、「地産」をさらに強化し、「地産」で生み出されたさまざまなモノを生かして「外商」を拡大することで、地域産業の振興を図る。

3 助成対象者

助成対象者は以下のとおりとする。

（1）高知県内において主たる事業所を有する中小企業者及び高知県内で創業する起業家並びに

それらを含むグループ（以下「中小企業者等」という。）

(2) 中小企業者等以外の者で高知県内において自ら事業を行う者として知事が認めたNPO等の団体や個人（以下「NPO等」という。）

4 助成対象の選定・支援方法

助成事業の選定・支援方法については、次のとおりとする。

(1) 助成対象の選定

こうち産業振興基金の管理運営者であるセンターにおいて公募を行う（センターのみが自ら事業を実施する場合を除く。）とともに、原則、外部有識者からなる審査会を開催し、審査を行った上で、助成対象を決定する。

(2) 助成対象の支援方法

本基金による支援の効果を高めるために、センターが事業戦略等の策定及びその実行はじめ、見本市への出展等外商拡大支援を合わせて行うものとする。

5 県における独自の施策的手当

基金による支援のほか、基金で定める支援重点分野の事業の一部を県による単独補助事業等により行うものとする。

6 地域の金融機関・中小企業支援機関等との緊密な連携体制の構築

(1) 審査会への参加

助成対象を選定する審査会へ地域の金融機関・中小企業支援機関等（以下「金融機関等」という。）から審査員又は専門家として参加し、助成対象の審査又は意見を求めるものとする。

(2) 会議等への参加

センターが開催する事業戦略や外商支援等の会議に金融機関等が参加し、本基金のPRや案件発掘、助成対象に対する助言等を行うものとする。

7 事後的に評価可能な事業成果にかかる目標

ファンド事業の実施期間(10年間)の成果目標については、次の指標とする。

(1) 短期目標

経営革新計画等にかかる計画達成の目標

計画が3年経過した企業の付加価値の伸びが9%を超える割合が60%以上

(2) 長期目標

経営革新計画等にかかる企業の付加価値の伸びが15%を超える割合が60%以上

8 事業計画・管理体制・制度運営の構築

(1) 評価委員会の設置

前記の成果目標の達成状況について、センターに設置する「こうち産業振興基金評価委員会」

において毎年度評価を受けるものとする。

(2) 評価への対応等

センターは、前記の評価に対する改善等を県に報告し、県は必要に応じて、センターを指導するものとする。

(改正履歴)

平成 19 年 6 月 29 日策定

平成 21 年 2 月 23 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

平成 26 年 2 月 7 日改定

平成 29 年 11 月 8 日改定

令和 2 年 9 月 28 日改定

令和 6 年 3 月 4 日改定